

告 示

埼玉県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	花輪 利一郎	埼玉県大里郡寄居町大字金尾五百七十五番地